

発議第1号

宗像市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成31年3月20日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 神谷 建一

提案理由

宗像市議会基本条例の施行から8年が経過し、さらなる市民に開かれた議会の実現を推進するため、宗像市議会基本条例（平成22年宗像市条例第18号）の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

宗像市議会基本条例の一部を改正する条例

宗像市議会基本条例（平成22年宗像市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条・第6条」を「第5条—第7条」に、「第7条—第9条」を「第8条—第10条」に、

「第5章 政策討論会（第10条） 「第5章 政策討論会（第11条）
第6章 委員会の活動（第11条） 第6章 委員会の活動（第12条）
第7章 政務活動費（第12条） 」を 第7章 政務活動費（第13条） 」に、
「第13条—第15条」を「第14条—第16条」に、「第16条・第17条」を「第17条・第18条」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第8章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第7章中第12条を第13条とする。

第6章中第11条を第12条とする。

第5章中第10条を第11条とする。

第4章中第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第3章中第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（請願）

第6条 議会は、委員会において請願審査を行うに当たり、請願者から意見陳述の申出があったときは、必要に応じ、その機会を設けるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

宗像市議会基本条例(平成22年宗像市条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則(第3条・第4条)</p> <p>第3章 市民と議会の関係(第5条—第7条)</p> <p>第4章 議会と行政の関係(第8条—第10条)</p> <p>第5章 政策討論会(第11条)</p> <p>第6章 委員会の活動(第12条)</p> <p>第7章 政務活動費(第13条)</p> <p>第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第14条—第16条)</p> <p>第9章 最高規範性と見直し手続(第17条・第18条)</p> <p>附則</p> <p>(請願)</p> <p><u>第6条 議会は、委員会において請願審査を行うに当たり、請願者から意見陳述の申出があったときは、必要に応じ、その機会を設けるものとする。</u></p> <p>(議会報告会)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(議会審議における論点情報の形成)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(予算及び決算における政策説明)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(政策討論会)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則(第3条・第4条)</p> <p>第3章 市民と議会の関係(第5条・第6条)</p> <p>第4章 議会と行政の関係(第7条—第9条)</p> <p>第5章 政策討論会(第10条)</p> <p>第6章 委員会の活動(第11条)</p> <p>第7章 政務活動費(第12条)</p> <p>第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第13条—第15条)</p> <p>第9章 最高規範性と見直し手続(第16条・第17条)</p> <p>附則</p> <p>(議会報告会)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(議会審議における論点情報の形成)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(予算及び決算における政策説明)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(政策討論会)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>

(委員会の活動)

第12条 (略)

(政務活動費)

第13条 (略)

(議員研修の充実強化)

第14条 (略)

(議会広報活動の充実)

第15条 (略)

(議会事務局の体制整備)

第16条 (略)

(最高規範性)

第17条 (略)

(見直し手続)

第18条 (略)

(委員会の活動)

第11条 (略)

(政務活動費)

第12条 (略)

(議員研修の充実強化)

第13条 (略)

(議会広報活動の充実)

第14条 (略)

(議会事務局の体制整備)

第15条 (略)

(最高規範性)

第16条 (略)

(見直し手続)

第17条 (略)